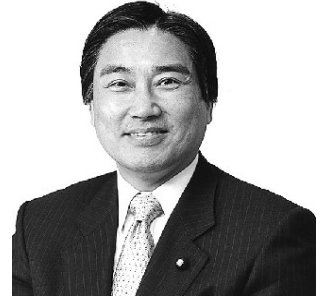


辻泰弘 国会ニュース

つじ やす ひろ Kokkai News 2013年6月25日 NO. 121

「薬のネット販売解禁」に異議あり！！

6月24日、辻泰弘は6月14日閣議決定の「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」などに盛り込まれた「一般用医薬品を対象とするインターネット販売」について、政府に対して質問主意書を提出。（下記は一部抜粋）



人間の存在の基本に関わる医療、生命、安全、環境、衛生、労働などについての規制は社会的規制と言うべきもの。それらについての規制は人体、人間生活、社会全体にもたらす影響を十分吟味してなされているもので、単純な規制緩和の論理で律せられるべきものではないと考えるが政府の見解はどうか。

薬事は、人間の存在の根本に関わる健康の回復・維持を目的とするものであり、営利性、収益性を第一義とする「金儲け」が本質となるものであってはならない。この点についての政府の見解はどうか。また、様々な副作用の懸念が伴う医薬品の人への投与においては、医薬品の入手の利便性よりも安全性が優先されるべきものと考え、政府の見解を明らかにされたい。

医薬品のインターネット販売は成長戦略に位置づけられ、しかも、そのための政策手段である規制緩和の代表格として位置づけられているが、市販の医薬品市場のパイはおのずと限られている。インターネット販売の解禁だけでは、従来の店舗販売分がインターネット販売に置き換わるだけで、市場の拡大に直ちに結びつくとは考えにくい。インターネット販売の解禁がなぜ成長戦略となり得るのか、直ちに経済成長と結びつくのか、根拠を具体的に示されたい。

現在、第一類及び第二類医薬品は、副作用のリスクが高いため薬剤師等による対面販売とされているが、政府は成長戦略の一環として、リスクの高い医薬品のインターネット販売を解禁しようとしている。過去の様々な「薬害」の例を引くまでもなく、医薬品の販売に当たっては国民の健康と安全性の確保が最優先に考慮されるべきであり、もっぱら成長政策の観点から判断すべき性質のものではないと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

医薬品のインターネット販売に係る問題についての方向性を導くべく設置された厚生労働省の検討会では、全ての第一類医薬品及び第二類医薬品の一部についてのインターネット販売の解禁については合意が得られなかった。それにもかかわらず、今回インターネット販売を認めることとした理由は何か。専門的知見を有する有識者を結集して議論した検討会のとりまとめの意味するところはどのように政府の政策決定に反映されたのか。

医薬品のインターネット販売を解禁する場合、インターネット販売を行う薬局・薬店の把握や無届け事業者に対する監視のための体制をどのように整備するつもりなのか。解禁の結果、インターネット販売により医薬品による健康被害が発生・拡大した場合、また、インターネットを通じて偽造医薬品の販売が行われた場合、その責任の所在はどこにあるのか。国としてどのように責任を取るのか。政府の見解を明らかにされたい。

今回のインターネット販売解禁の政策決定については、産業競争力会議の民間議員であり本件の利害関係者でもある楽天の三木谷浩史社長らの主張が、厚生労働省の検討会の議論よりも優先されたという感が否めない。安倍総理は辞任をほのめかして決断を迫った三木谷氏からのメールに対して「これからも一緒に頑張りましょう」と返信したといわれているが、総理は検討会の議論を十分吟味することなく民間議員の意見を受け入れたのではないのか。このような総理と民間議員との間の個人的な関係・連携が支配する形で重大な決定が下されることは、民主的な政策決定を甚だしく軽視したことになるのではないのか。政府の見解を明らかにされたい。

質問主意書全文はHP掲載済。政府答弁書は7月2日予定。いよいよ闘いの時。熱いご支援を！

兵庫県事務所 TEL 078-230-8824 東京事務所 TEL 03-6550-0404 <http://yasuhiro-tsuji.jp/>